



薬食監麻発0427第1号

平成24年4月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして  
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品が新たに承認されることに伴い、平成24年厚生労働省告示第350号により、  
薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして新たに医薬品の指定をするた  
め、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する  
医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）が別添のとおり一部  
改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知  
徹底及び指導に遺憾なきを期したい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局健康福祉部長、  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日  
本ワクチン産業協会理事長及び社団法人日本血液製剤協会理事長宛に当該通知の写しを送  
付したことを申し添える。

記

1. 改正要旨

不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬  
事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品  
の数量及び検定基準を定めたこと。

2. 適用時期

公布日（平成24年4月27日）

### 3. 標準処理期間

不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）の検定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間（以下単に「標準処理期間」という。）は、70日とすること。

なお、法第43条第1項の規定に基づき検定を要する医薬品の検定に係る標準処理期間については、「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号 厚生省薬務局長通知）の別表に示されているところであるが、当該通知の別表に掲げる医薬品（既に検定告示から削除されたものを除く。）を含め、これまでに薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準処理期間を別紙のとおりまとめたので参考にされたい。

- 3.2 ウイルス浮遊液の試験  
3.2.1 無菌試験  
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。
- 3.2.2 マイコプラズマ否定試験  
培地性能指標菌種の発育を確認した適当な平板培地及び液体培地を試験に用いる。2種類の平板培地を各10枚用意し、1枚当たり試料0.2mLを接種する。また、2種類の100mL入り液体培地を各6本用意し、1本当たり試料2.5mLを接種する。平板培地各5枚及び液体培地各4本を好気的条件下において36±1°Cで培養し、残りの平板培地各2枚及び液体培地各2本を窒素ガスに5~10vol%炭酸ガスを混合した嫌気的条件下において36±1°Cで培養する。平板培地は14日間培養し、液体培地は28日間培養する。液体培地については、培養開始から3日目、7日目、14日目及び21日目に1枚当たり培養液0.2mLを2種類の新たな平板培地各10枚に接種する。これらの平板培地の各6枚を好気的条件下、残りの各4枚を嫌気的条件下において36±1°Cで14日間以上培養する。全ての平板培地を観察するとき、マイコプラズマの増殖を認めてはならない。
- 3.2.3 同定試験  
I型、II型又はIII型のウイルスにそれぞれ特異的な抗ウイルス免疫血清を用い、検体中のウイルスの型を同定する。
- 3.3 単価パックの試験  
3.3.1 不活性試験  
検体は、少なくとも1500回接種に相当する量を、不活性期間の4分の3に相当する日及び最終日にそれぞれ採取する。その採取した検体について、混在する不活性剤等の培養細胞に対する変性効果を除くため、適当な緩衝剤を含む溶液等の十分な量を用いて透析したものを試料とする。
- 試料をアフリカミドリザル腎細胞又はこれと同等以上の感受性をもつ適当な培養細胞に接種し、21日間培養観察する。この際、試料1mLにつきその腎細胞又は培養細胞3cm以上を用いる。この間、細胞変性を認めてはならない。
- 3.3.2 比抗原量試験 (たん白質含量/D抗原量)  
酵素免疫測定法等の適当な免疫学的方法によりD抗原量を測定する。また、ローリー法又はこれと同等の方法によりたん白質含量を測定する。D抗原量1DUにつき、たん白質含量は50ng以下でなければならない。
- 3.4 混合パックの試験  
3.4.1 無菌試験  
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。
- 3.4.2 エンドトキシン試験  
日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、50EU/mL以下でなければならない。
- 3.5 最終パックの試験  
3.5.1 ホルムアルデヒド含量試験  
一般試験法のホルムアルデヒド定量法を準用して試験するとき、0.004w/v%以下でなければならない。
- 3.6 小分製品の試験  
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。
- 3.6.1 無菌試験  
3.6.2 pH試験  
一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、6.8~7.5でなければならない。
- 3.6.3 エンドトキシン試験  
日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、10EU/mL以下でなければならない。

3.6.4 たん白質含量試験  
ローリー法又はこれと同等の方法により試験するとき、20μg/mL以下でなければならない。

3.6.5 D抗原含量試験  
3.6.5.1 材料  
検体及び標準物質を用いる。検体及び標準物質の希釈はリン酸塩緩衝液ナトリウム等による。

3.6.5.2 試験  
検体及び標準物質をそれぞれ希釈し、I型、II型又はIII型のD抗原にそれぞれ特異的な抗体を用いた酵素免疫測定法によりD抗原量を測定する。

3.6.5.3 判定  
1回接種量(0.5mL)当たりのD抗原量は、承認された判定基準に適合しなければならない。

3.6.6 表示確量試験  
表示確量法により行う。

4 評法及び有効期間  
評法は、2~8°Cとする。  
有効期間は、承認時に定められた期間とする。

○厚生労働省令第19号  
薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二条第九項の規定に基いて、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品(平成十五年厚生労働省告示第一百九号)の一部を次のよう改正する。  
平成十四年四月二十七日  
別表第一の一中(187)を(188)、(165)を(186)、(166)を(187)、(188)を(189)、(164)の次に次のよう加える。  
(165) 不活性ポリオワクチン(ソータワクチン)

○厚生労働省令第19号  
薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第四十三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百四十九条第一項の規定に基いて、薬事法第四十三条第一項の規定に基いて検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号)の一部を次のよう改正する。

平成十四年四月二十七日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

1の生物学的製剤の表記に生ポリオワクチンの項の次に次のよう記入。  
厚生労働大臣 小宮山洋子

不活性ポリオワクチン (ソータワクチン)	1,274,400円	内容量が0.5mLであるとき。
-------------------------	------------	-----------------

2の生物学的製剤の表記に生ポリオワクチン(最終段階)の次に次の1項を加える。  
不活性ポリオワクチン(ソータワクチン)

生物学的製剤基準の不活性ポリオワクチン(ソータワクチン)の条の3.6.5に規定する試験法によるものとする。

○農林水産省告示第千四百七十八号  
農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和一十五年農林省令第六十一号)第二十九条第二項(同令第五十五条において準用する場合を含む。)の規定に基いて、有機農産物及び機械(調製又は選別の工程のみを経たものは限る)は以下の生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準(平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十号)の一部を次のように改正する。

(次のみ)が省略され、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて継続に供する。